

平成 26 年 5 月 9 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 5 月 9 日（金）開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 4 時 02 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
八木米太郎（蒼士会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、委員外議員として、大川原成彦副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会活性化・透明化促進について

内容の吟味確認

議会活性化・透明化促進について、「議会だよりの拡充」「本会議のTV中継」「法制担当の専門職員の確保」「控室のセキュリティの向上」について、協議しました。

まず、議会だよりの拡充について、提案会派より拡充内容の補足説明を聴取し、今後、優先事項として検討することに賛成できるかについて、各派の意見を聴取しました。

次に、本会議のTV中継として、ケーブルテレビによる議会中継の実施方法及び必要経費の試算について、政新会から説明がありました。協議の結果、本会議のTV中継については、インターネット中継の付加的な事項として、インターネット中継の項目で検討することとされました。

次に、法制担当の専門職員の確保について、各派の意見を聴取しました。協議の結果、現時点では議会費をかけて専門職員を確保するという方向ではなく、近年法制経験者が議会事務局に配属されている中で、議会として法制のノウハウは常に求めており、今後もその度合いは高くなるという認識を議会事務局も共有して進めていくこととし、本協議事項からは取り下げることとされました。

また、控室のセキュリティの向上についても、優先的に議会費をかけて取り組むのではなく、創意工夫によりセキュリティの向上を図ることとして、本協議事項からは取り下げることとされました。

対面式演台の設置

対面式演台の設置について、協議しました。

本年9月に実施予定の議場音響設備改修工事（総務局予算により実施）において、将来対面式演台を設置する際に無駄な工事が生じないように、本工事が実施される際の取り扱いについて、各派の意見を聴取しました。協議の結果、下記のとおり施工することで全会派がこれを了とされ、直近の議会運営委員会で報告することとされました。

- ・対面式演台の設置が見込まれる議場最前列の中央4席については、9月定例会からは使用せず、マイクの取り付け工事は行わないこと。
- ・当該4席のイスについても、総務局との協議により現工事での対応が可能であれば、撤去すること。

また、これらに伴う議席の位置の変更については、9月定例会までの議会運営委員会で協議していただくこととされました。

優先事項の詳細

議会活性化・透明化促進のために、優先的に検討を行うこととされた3項目（インターネット中継、議場の対面方式、資料の映像化（IT化））について、今後の協議の進め方を各委員に説明しました。

議場の対面方式については、委員長が基本のたたき台を作成し、運用に係るソフト面と設備等のハード面について、議論していくこととされました。

また、インターネット中継及び資料の映像化（IT化）については、実施内容のイメージをそろえるための質問事項を委員長が作成し、各委員は次回の委員会（5月20日）までにそれに対する回答を用意することとされました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

（2）常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、協議しました。

常任委員会の数を5つとすることを検討すると同時に、審議の質を向上させるための方策として委員長から提案があった14項目のうち、施策研究テーマの強化（3項目）、委員の意識向上（2項目）、休会中の事前勉強会（1項目）について、賛否の意見を聴取しました。協議の結果、施策研究テーマの強化に係る次の3項目については、全会派が賛成されたため、次回から具体的な取り決め事項の検討をしていくこととされました。

- ・施策研究テーマの設定においては、担当局へヒアリングを行う。
- ・テーマに関する1年間の調査研究予定計画に目安をつける。
- ・管内視察の充実（問題意識を高めるため、もっと気軽に）

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

(3) 議長の事実上の任期について

議会役職にかかる議長の事実上の任期について、慣例による議長の1年交代を見直すのかどうかについて協議しました。

現状を見直し、折衷案(議長職の任期については、慣例によるほか、議員の同一任期(最長で4年)中、1回に限り、同じ議員が就任することができる。)による申し合わせをすべきとする4会派と、申し合わせに反対(現状維持)とする2会派の意見が分かれた状況であるため、それぞれどのような問題点があるのかについて、議論を行いました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

(4) 議会基本条例について

議会基本条例について、これまで仮の章立てとして11の理念の協議を行ってきましたが、他に検討すべき小理念がないかを募集し、提出があった7項目(理念)について、提案会派から補足説明を聴取しました。各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会までに、議会基本条例の小理念として取り上げるべきかどうかについて、各派の賛否等の意見を用意することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

次回以降の委員会の日程

平成26年5月20日(火)午後4時00分~午後6時30分

平成26年6月4日(水)午前9時30分~正午

以 上